

○ 玄米及び精米品質表示基準

(平成12年3月31日農林水産省告示第515号)(抜粋)

(表示事項)

第3条 玄米及び精米の品質に関し、販売業者(精米につき、精米工場が表示する場合には、その者を含む。以下「販売業者等」という。)が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 原料玄米
- (3) 内容量
- (4) 精米年月日(原料玄米を精白した年月日をいう。以下同じ。)
- (5) 販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号

2 (略)

3 (略)

(表示禁止事項)

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条第1号及び第3号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。ただし、(5)及び(6)に掲げる事項については、前条に規定するところにより表示する場合を除く。

- (1) (略)
- (2) 原料玄米が国産品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を表す用語、原料玄米が輸入品であり、かつ、未検査米である場合については、その産地について一般に知られている地名を表す用語

(3) 未検査米の原料玄米にあつては、品種又は産年を表す用語

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

○ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律
(昭和25年5月11日法律第 175号) (抜粋)

(製造業者等が守るべき表示の基準)

第19条の13 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図り一般消費者の選択に資するため、農林物資のうち飲食料品（生産の方法又は流通の方法に特色があり、これにより価値が高まると認められるものを除く。）の品質に関する表示について、内閣府令で定める区分ごとに、次に掲げる事項のうち必要な事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めなければならない。

- 一 名称、原料又は材料、保存の方法、原産地その他表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者等が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、飲食料品の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、前項の基準において定めるもののほか、同項に規定する飲食料品の品質に関する表示について、その種類ごとに、同項各号に掲げる事項につき、その製造業者等が守るべき基準を定めることができる。

(表示に関する指示等)

第19条の14 第十九条の十三第一項若しくは第二項の規定により定められた同条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項若しくは同条第二項の規定により定められた同条第一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない製造業者等があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は、当該製造業者等に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)

第19条の14の2 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。